

石川県避難計画要綱

令和元年5月

石 川 県

目 次

第1章	防護対策の目的及び基本的考え方	
1	目 的	1
2	基本的考え方	1
第2章	避難等の基準	
1	P A Z（おおむね5 km）内の避難基準	2
2	U P Z（おおむね5 km～3 0 km）内の避難基準	7
第3章	防護対策の決定	
1	決定事項の伝達	9
2	防災関係機関への通知	9
第4章	防災業務関係者の防護対策	
1	防護対策活動実施前	10
2	防災業務関係者の被ばく管理	10
第5章	広報及び指示、伝達	
1	広報及び指示、伝達の実施	11
2	広報事項	11
第6章	屋内退避	
1	屋内退避の指示、伝達	12
2	緊急事態応急対策実施区域住民等への指示事項	12
3	屋内退避の解除	13
第7章	住民の避難体制	
1	避難の指示、伝達	14
2	避難先の確保、周知	14
3	避難手段及び避難ルート等	14
4	避難退域時検査の実施	15
5	学校等における対応	15
6	避難住民等への指示事項	15
7	避難所責任者について	16
8	住民等の留意事項	16
第8章	災害時要援護者の避難体制	
1	避難先の確保、周知	17
2	避難手段及び避難ルート	17
第9章	避難先市町の受け入れ体制	
1	避難所の開設、運営等	18
2	避難にかかる費用負担	18
《参考資料	1》	避難先に関する資料
《参考資料	2》	避難ルートに関する資料
《参考資料	3》	避難退域時検査に関する資料
《参考資料	4》	放射線防護対策を施した屋内退避施設に関する資料

本要綱は、原子力防災対策の重点区域が30kmに拡大されたことに伴い、志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市（以下「関係市町」という。）が、原子力災害時において区域外への広域避難を行う必要があることから、関係市町の避難計画の作成に必要な基本的事項を定めたものである。

なお、関係市町は、原子力災害時における屋内退避及び避難の措置について定めている、石川県地域防災計画原子力防災計画編第3章第7節「防護対策」の事項のほか、この「石川県避難計画要綱」に基づき、関係市町の避難計画に具体的事項を定める。

なお、本要綱中で用いる用語については、それぞれ石川県地域防災計画原子力防災計画編の例による。

第1章 防護対策の目的及び基本的考え方

1 目的

志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する。

2 基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する。

(1) 外部被ばくに関しては、

- ア 放射線源からできるだけ距離を隔てること。
- イ 放射線を遮蔽すること。
- ウ 放射線の被ばく時間を短くすること。

(2) 内部被ばくに関しては、

- ア 放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと。
- イ 放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと。

第2章 避難等の基準

1 P A Z（おおむね5km）内の避難基準

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）により、国から避難の指示等が行われることとなっている。

① 警戒事態（A L）の段階

P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）

② 施設敷地緊急事態（S E）の段階

P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施

③ 全面緊急事態（G E）の段階

P A Z内の住民の避難を実施

緊急事態区分及び志賀原子力発電所におけるEAL

警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</p> <p>5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉压力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉) ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。</p> <p>8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。</p> <p>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p>10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p> <p>11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域(命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p>12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> <p>※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

※北陸電力株式会社(以下、「北陸電力」という。)が原子力事業者防災業務計画で定めている基準

施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>(1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5 \mu\text{Sv/h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>(2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5 \mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1 \mu\text{Sv/h}$以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5 \mu\text{Sv/h}$以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5 \mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</p> <p>5. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ※1 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>6. 原子炉注水機能喪失のおそれ ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>7. 残留熱除去機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。</p> <p>8. 全交流電源の30分以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上 継続した場合。</p> <p>9. 直流電源の部分喪失 ※1 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続した場合。</p> <p>10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>11. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。</p> <p>12. 格納容器健全性喪失のおそれ ※1 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合。</p> <p>13. 2つは障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。</p> <p>14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。</p> <p>15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>1 6. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>1 7. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※1 火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>1 8. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>1 9. 事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。</p> <p>※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p>	

※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準

全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 施設内（原子炉外）での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p> <p>5. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。</p> <p>6. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※1 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。</p> <p>7. 原子炉注水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。</p> <p>8. 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</p> <p>9. 全交流電源の1時間以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</p> <p>10. 全直流電源の5分以上喪失 ※1 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。</p> <p>11. 炉心損傷の検出 ※1 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検出した場合。</p> <p>12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</p> <p>13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</p> <p>14. 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。</p> <p>15. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。</p> <p>16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなるにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>17. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>18. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</p> <p>※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準

2 UPZ（おおむね5km～30km）内の避難基準

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用上の介入レベル（OIL）の基準に照らし、国から避難等の指示等が行われることとなっている。

OILと防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	$500 \mu\text{Sv/h}$ （地上1mで計測した場合の空間放射線量率） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm （皮膚から数cmでの検出器の計測数） β 線：13,000 cpm（1ヶ月後の値） （皮膚から数cmでの検出器の計測数）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu\text{Sv/h}$ （地上1mで計測した場合の空間放射線量率） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

緊急事態区分、OILに基づき県や市町がとるべき措置

警戒レベル	緊急事態区分		
範囲	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	緊急事態 (GE)
PAZ圏内 (5km内) における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難実施 住民の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難の実施
UPZ圏内 (30km内) における 対応		<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避を実施
UPZ圏外 (30km外) における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難等受入 避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難等の受入

運用上の 介入レベル	OIL		
範囲	OIL 1	OIL 4	OIL 2
範囲	即時避難	除染実施	一時移転
PAZ圏内 (5km内) における 対応			
UPZ圏内 (30km内) における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 避難退域時検査及び簡易除染 の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転の実施
UPZ圏外 (30km外) における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 避難退域時検査及び簡易除染 の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転の受入

< P A Z (Precautionary Action Zone) >

予防的防護措置を準備する区域：おおむね5 km以内

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

< U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone >

緊急防護措置を準備する区域：おおむね30 km以内

確定的影響のリスクを低減するため、EAL（緊急時活動レベル）及び緊急時モニタリングの結果、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

第3章 防護対策の決定

1 決定事項の伝達

(1) 内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合は、知事（石川県災害対策本部長（以下「県本部長」という。））及び関係市町長に対し、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

(2) 関係市町長による避難の指示等

ア 関係市町長は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、直ちに住民等に対して避難指示等を行う。

イ 関係市町長は、特定事象等の推移に応じ、直ちに住民等に避難等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長と協議の上、直ちに住民等に対して避難の指示等を行うとともに、直ちに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。

ウ 原子力災害等の発生により関係市町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合、県本部長は、関係市町長に代わって避難の指示等に関する措置の全部または一部を行うものとする。

2 防災関係機関への通知

県本部長は、内閣総理大臣等から避難の指示等があったとき、又は関係市町長が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、第九管区海上保安本部及び関係する海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。

第4章 防災業務関係者の防護措置

1 防護対策活動実施前

屋内退避、避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務従事者の防護については、必要に応じ次の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。

防護資機材

防 護 服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む。）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び関係市町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。
- (2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
- (3) 防災関係機関は、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させるほか、後日、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。

第5章 広報及び指示、伝達

1 広報及び指示、伝達の実施

県本部長及び関係市町長は、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

また、関係市町長は、地区の連絡担当者をあらかじめ指名しておく。

広報の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 事実を伝えること。
- (2) 正確に伝えること。
- (3) 簡潔に伝えること。
- (4) 明瞭に伝えること。
- (5) 必要な事項は省略せずに伝えること。
- (6) 最新の情報であること。
- (7) あいまいな情報は慎むこと。
- (8) 礼儀正しく伝えること。
- (9) 繰り返し行うこと。

2 広報事項

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 発電所における対策状況
- (4) 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- (5) 区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示
- (6) 屋内退避、避難の措置を実施する緊急事態応急対策実施区域
- (7) その他必要と認める事項

第6章 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が行われるまでや、避難又は一時移転が困難な場合に行うものである。

特に、病院や社会福祉施設等においては、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、搬送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。この場合は、一般的に遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

1 屋内退避の指示、伝達

- (1) 関係市町長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、区域内の住民等に対して屋内退避の措置を講ずる。
- (2) 関係市町長は、区域内の住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避を指示する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (3) 関係市町長は、区域外の住民等に対して、災害の現況等必要な情報を広報し、区域内に立ち入らないよう指示するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知する。
- (4) 複合災害等のため自宅での屋内退避が困難とされる場合には、近隣の避難所において屋内退避を行うよう周知する。

2 住民等への指示事項

関係市町長は、屋内退避を実施するときは区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民等は、原則として屋内にとどまること。
- (2) 外出中の住民等に対しては、速やかに帰宅すること。
なお、直ちに帰宅が困難な住民等に対しては、最寄りの公共施設に退避すること。
- (3) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (4) すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること。
- (5) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまること。
- (6) 食料品の容器にはフタ又はラップをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (7) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による県及び関係市町からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (8) 電話による問い合わせは控えること。

3 屋内退避の解除

関係市町長は、屋内退避を解除した場合には、次に掲げる事項について住民等に指示する。

- (1) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による県及び関係市町からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (2) 関係市町が区長等を通じて配付する被災地住民等登録票に必要事項を記載し、指定する日時までに区長等を通じて提出すること。
- (3) 県が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

第7章 住民の避難体制

1 避難等の指示、伝達

関係市町長は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施するとともに、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

県本部長及び関係市町長は、志賀原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

2 避難先の確保、周知

(1) 県及び関係市町は、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、避難先市町の協力を得てあらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について、住民に事前に周知する。

※ 参考資料1：避難先に関する資料

(2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県は関係市町と連携し、避難先市町へ避難者受け入れを要請し、避難準備を整える。

(3) 関係市町は、避難等を実施する段階で、避難先や道路の状況など避難に関連する情報について住民広報を行う。

(4) なお、あらかじめ選定した避難先市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、県はあらためて他の自治体等(県内のバックアップ市町や富山県等)と避難住民の受け入れの調整を行う。

3 避難手段及び避難ルート等

(1) 避難手段の確保

ア 避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、関係市町の保有する車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

イ 自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。

ウ 自家用車で避難する住民は、要援護者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。

エ 関係市町は、自家用車による避難が困難な住民をバス等で避難させるため、必要に応じて一時集合場所を設けるとともに、避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。

(2) 基本的な避難ルート

ア 県、関係市町は、避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて事前に住民に対して周知を図る。

※ 参考資料2：避難ルートに関する資料

イ 避難等を円滑に実施するため、県警察本部は、道路管理者等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通規制・交通誘導體制を整えるとともに、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

4 避難退域時検査の実施

- (1) 国、県、関係市町及び北陸電力は、協力して、O I Lに基づく防護措置として避難等を行う住民等の汚染状況を確認することを目的として避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を行う。
- (2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県や関係市町は、想定される避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて、国に対し避難退域時検査及び簡易除染の要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行うものとする。

※ 参考資料 3：避難退避時検査に関する資料

5 学校等における対応

- (1) 学校等が避難区域となる場合、関係市町は対象となる学校等の施設管理者に対して、生徒等の避難等に関する対応の指示を行う。
- (2) 学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全指針に基づき避難計画（学校安全指針）を策定する。

6 避難住民等への指示事項

関係市町長は、避難等を実施するときは、住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 関係市町長又は区長等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 携行品は必要最小限にとどめること。
- (4) 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (5) 隣人にも避難等の指示を確認すること。

7 避難所責任者について

関係市町長は、避難所に避難所責任者をおく。

(1) 避難所責任者の業務

ア 避難所責任者は、関係市町本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。

なお、避難開始当初は、関係市町は避難又は一時移転を行う住民（以下、「避難住民」という。）等の送り出しに全力をあげなければならない、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民等の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民等の受入業務については、避難所となる施設管理者や避難先市町職員に協力を求める。

イ 避難所責任者は、避難住民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

ウ 避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。

- ・避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次関係市町本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。
- ・常に関係市町本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。
- ・避難住民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に避難住民等の不安の除去及び要求の把握に努める。
- ・関係市町本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。
- ・避難所及び避難住民等の衛生の確保に努める。

(2) 避難所における情報の提供

関係市町長は、避難所において、避難住民等に次の情報を提供するよう努める。

- ア 災害の状況と今後の予測
- イ 発電所における対策状況
- ウ 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- エ その他必要な事項

8 避難所における住民等の留意事項

避難住民等は、避難所において次の事項に留意する。

- (1) 避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 県が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

第 8 章 要配慮者の避難体制

1 避難先の確保、周知

(1) 屋内退避施設の活用

国、県及び関係市町は、連携して、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である要配慮者等が一時的に避難する施設等の放射線防護対策の整備に努めるとともに、放射線防護対策を施した屋内退避施設について、周知するものとする。

※ 参考資料 4：放射線防護対策を施した屋内退避施設に関する資料

(2) 在宅の要配慮者

ア 関係市町は、避難行動要支援者名簿等により、福祉避難所への避難が必要な住民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。

イ 避難先となる市町は、要配慮者の避難に備え、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。

ウ 関係市町は、速やかに避難先市町等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。

(3) 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

ア 社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。

イ 原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、県及び関係市町は、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。

ウ 国、県及び関係市町は、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。

エ 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。

2 避難手段及び避難ルート等

(1) バス、福祉車両等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、県、関係市町が、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

第9章 避難先市町の受入について

1 避難所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

- ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町が施設管理者と協力して行う。
- イ 避難開始当初は、関係市町は避難住民等の送り出しに全力をあげなければならない、十分な人員確保が困難であるため、避難所の運営、避難住民の誘導など避難住民等の受入業務については、関係市町と避難先市町の職員が協力して実施する。
- ウ 関係市町は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- エ できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、関係市町職員、避難住民等による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。
- オ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体側で引き続き行う。

(2) 避難物資の確保

避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及び関係市町は、国や関係事業者、避難先市町等に要請し、迅速に確保する。

(3) 福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先市町が施設管理者の協力を得て行う。

2 避難にかかる費用負担

避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町の負担とならないことを原則とする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年3月27日から施行する。
- 2 石川県退避等措置計画要綱は廃止する。

(参考) 作成理由：平成24年9月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」の改定、並びに、平成25年3月「石川県地域防災計画原子力防災計画編」の修正に伴い作成

附則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。